

国立国語研究所事務補佐員・技術補佐員規程

平成27年 3月25日

国語研規程第77号

(趣旨)

第1条 国立国語研究所(以下「研究所」という。)における事務補佐員及び技術補佐員の取扱いに関しては、人間文化研究機構契約職員就業規則(以下「契約職員規則」という。)及び人間文化研究機構パートタイム職員就業規則(以下「パート職員規則」という。)に定めるものに加え、この規程の定めるところによる。

(契約期間)

第2条 契約職員規則第8条及びパート職員規則第8条に基づき、事務補佐員及び技術補佐員の契約期間は、一事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内とし、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、事務補佐員及び技術補佐員の取扱いに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。